

J-FCSクラス分け規則 Ver.2

2018版

このクラス分け規則は2018年JPSF主催大会、ならびに関連する後援大会において適用される。従来からJ-FCSクラス分け規則は、世界パラ水泳連盟（以下「WPS」と言う）の規則に準拠して設定されている。

2018年1月にWPSがクラス分け規則を改定した。これに基づき国内クラス分け規則も国際に準じるように改定すべきところではあるが、規則の詳細および各評価基準の実際などについて、国際の動向を確認する必要があるため、本年は大幅な改定は行なわない。

但し、国内のクラス分けにおいて、国際クラス分けの対象となる障がいや程度を明確にしていく必要がある。つまり身体障害者手帳を持っている人で、どの障がいがあるか、どの程度の障がいがあるか、どの程度の障がいがあるか、どの程度の障がいがあるかを明確にしていかなければならない。この部分に重点をおいた改定とする。

尚、WPS改定クラス分け規則に基づき、国際クラス分けを受検した競技者においては新しいクラス、コード・オブ・エクセプション（Codes of Exception:CoE、Rule Exceptionとも呼ぶ:RE）を適用する。

参考：2017年に国際パラリンピック委員会（以下「IPC」と言う）より国際クラス分け規約が発効され、国際競技連盟、各国パラリンピック委員会、国内競技団体も2018年からそれに準拠したクラス分け規則を設定することが義務化されている。

1. 総則

1. 1 クラス分けの意義

クラス分けとは障がい者の水泳競技において、障がいの影響を最小限に抑え、競技パフォーマンスの優劣こそが勝敗を決めることを確証するために設けられた競技クラスに、競技者をグループ分けすることである。同じような障がい程度のものが公平・公正に競技を行うために不可欠なものである。それを決定するクラス分け評価では競技者は競技と同じように全力で行わなければならない。クラス分け委員の指示に協力し、競技者はすべてのテストにおいて全力を発揮しなければならない。クラス分け評価においても競技同様フェアプレイの精神が不可欠である。

1. 2 クラス分け規則の適用およびクラスの構成

このクラス分け規則は日本身体障がい者水泳連盟（以下「JPSF」と言う）の主催、共催する大会ならびに後援する地域指定大会に適用する。主催大会とは日本身体障がい者水泳選手権大会、ジャパンパラ水泳競技大会、パラ水泳春季記録会等をいう。

「J」は日本のという意味で、FCSは機能的クラス分けという意味をあらわす。このクラス分けは切断、脊髄損傷、脳性まひ等の障がいの種類に関係なく、S、SB、SMという泳法ごとに必要な機能によって分けられる。Sは自由形・背泳ぎ・バタフライ、SBは平泳ぎ、SMは個人メドレーのクラスを表わす。クラス分けは医学的に証明される運動機能障害を評価してクラス分け規則に基づいて競泳のクラスを決める過程である。

下表にクラス表記と障がいの概要を表わす。

クラス表記	障がいの概要
1～10	肢体不自由のクラス。SBでは1～9まで。数字が小さいほうが障がいは重度。
11～13	視覚障害のクラス。数字が小さいほうが障がいは重度。
14	知的障害
15	聴覚・音声・言語障害
21	肢体不自由、視覚障害で、S1～13（SB1～13、SM1～13）に該当しない場合。該当しない場合とは、障がいが軽度である、医学的情報が提示されない、テストが完了しない、医学的情報が不明確である、WPSクラス分け規則の適格障がいに該当しない等の場合である。このクラスは日本独自のクラスである。
クラスなし*	日本選手権大会等のクラス分け評価にてフィジカルアセスメントとテクニカルアセスメント（ウォーターテスト）と競技観察に大きな差異がみられるなど、整合性が得られない場合やパフォーマンスが一定しない場合。それ以後日本選手権大会等上位大会には出場できなくなる。

* クラスなしと判定されたとき、クラス分け評価を受検した大会には出場できるが、表彰の対象

から除かれ、記録の公認はない。

1. 3 クラスとステイタス（確定度合い）の付与

日本身体障がい者水泳選手権大会、ジャパンパラ水泳競技大会、パラ水泳春季記録会等の上位大会（以下上位大会と言う）において、医学的情報が明確で規定に合致する障がいであり、障がい安定しており、水中での安全確保ができ、持てる能力を十分発揮してクラス分け評価を受けると、クラスとステイタスが付与される。これらの条件が満たされたらステイタス「J」となる。障がいは安定しているが、成長による影響を確認したほうがよい場合は「JFRD」、障がいの原因となる疾患の特性により見直しが必要な場合は「JR」となる。地域指定大会でのクラス分けではステイタス「L」を付与する。

JPSFから指示がない限り、上位大会ならびに地域指定大会で「J-FCSクラス分け」を適用する大会にはJPSFが付与したクラスで出場しなければならない。付与したクラスはステイタスの上位のものが優先される。

ステイタスは上位から「J」、「JR」、「L」の順で優先される。上位大会にてクラスなしを付与された場合、ステイタスは「LL」と表記される。尚、国際クラス分けのステイタスを含めると上位から「C」、「FRD」、「R」、「J」、「JFRD」、「JR」、「JL」、「LL」、「L」となる。それぞれの意味合いは別表1を参照のこと。

1. 4 クラス分け評価の受検や申請

1. 4. 1

JPSFに登録し、上位大会に参加しようとするものはJPSFが指定する地域指定大会において、クラス分けを受けなければならない。地域指定大会でクラス分けを受ける場合は同一年度に違う地域で別々にクラス分けを受けることはできない。また、同一年度でその選手が参加する一番早い地域指定大会にてクラス分け評価を受検することとする。

1. 4. 2 日本選手権大会等上位大会のクラス分け

上位大会において、肢体不自由の競技者はフィジカルテストとテクニカルアセスメント（ウォーターテスト）、競技観察等を行う。競技観察には100mのS種目と、100m（SB1～3は50m）のSB種目を泳がなければならない。また、指示されたものは医学的情報を事前に提出しておく必要がある。クラス分け評価の対象者についてはそれぞれの大会要項にて明確にする。

1. 4. 3 地域指定大会でのクラス分け

地域指定大会ではJ-FCSクラス分け規則のクラス分け評価手順を緩和したものを行うことができる。肢体不自由のクラス分けで実施する項目は医学的情報の提出（後述2.1に示す）、フィジカルテスト、テクニカルアセスメント（ウォーターテスト）、競技観察である。これらの

実施順序と競技観察種目は地域連盟にて定めることができる。視覚障害は障害者手帳の写しと6カ月以内の医学的情報書（後述2. 2に示す）を提出しクラス分け申請手続きを行う。

1. 4. 4 聴覚障害者のクラス分け

聴覚、平衡、音声・言語障害の部は身体障害者手帳に基づき、登録時に自動的にクラス分けされる。

1. 4. 5 クラス分けに必要な医学的情報の提出

クラス分けでは科学的に証明される明確な運動障害または視覚障害があり、障がい状態がクラス分けテストで測定できるものであることを証明する必要がある。そのため連盟より指示された場合は医学的情報を記載したもの（診断書等）を提出しなければならない。もし、障がいの原因となる医学的な情報が証明されない場合や障がい状態が安定しない場合はクラス 21 あるいはステイタス J L とする。

1. 5 クラスの変更

1. 5. 1

J P S F より指示がある場合以外、クラスは変更されることはない。J P S F の指示とは、競技観察、再クラス分け評価でクラス変更が適切と認められたときか、クラス分け規則の変更があったときである。

1. 5. 2 新たな障がいが増加された場合で、クラスの見直しを希望する場合

新たな障がいが増加された場合はそれを証明する書類（障がい状況を証明する診断書等）を準備し、地域指定大会にて再度クラス分け評価を希望することができる。尚、新たに生じた障がいが増加して安定していなければならない。再度クラス分け評価を希望するものは自身が登録する地域の指定大会に参加し、そこでクラス分けを受けること。

1. 5. 3 ステイタス「JR」または「LR」で、クラスの見直しを希望する場合

ステイタス「JR」または「LR」である競技者が、障がいが増進した場合、再度クラス分け評価を希望することができる。この場合のクラス分け評価は競技者の保持しているステイタスと同レベルの大会でクラス分け評価を行うことを原則とする。見直しを希望する場合は競技者が所属する地域指定大会申込みに合わせて申し出ること。

1. 5. 4 国際ステイタスを保持している競技者で障がいが増変した場合

国際ステイタス（C, R）を保持している競技者で障がいが増変した場合や新たな障がいが増加された場合、クラスを見直すには国際クラスとステイタスを放棄しなければならない。その場合は、国際クラス差し止めの手続きを行う必要がある。クラスの見直しは前項 1. 5. 2 および 1. 5. 3 にて行われる。

1. 5. 5

再クラス分け評価の結果、クラスの変更が適切と認められた場合は、新しいクラスとステータスが付与される。

1. 5. 6

連盟本部クラス分け担当者よりクラス分け評価を再度受けるように指示がある競技者は、連盟本部が認めるものとして指示された大会に参加することができる。(標準記録を設定している大会は記録が突破できていなくても参加できる。この場合は大会参加申し込み手順に従い申し込みを行い、再クラス分け指示のコピーを添付すること。)

1. 6 クラス分けの抗議

1. 6. 1

ステータス「J」の場合、クラスに対する抗議をすることができる。この場合は以下の規定に従い申請をし、JPSFが指定する大会にて再度クラス分け評価を受けなければならない。

1. 6. 2 自分のクラスの抗議

自分のクラスについて抗議することができる。抗議のある競技者は地域指定大会において所定の用紙に抗議料および手数料を添えて地域連盟経由で当連盟本部に提出する(地域大会時に申し出る)。抗議料は8000円、手数料は2000円とする。

1. 6. 3 他の競技者のクラスの抗議

上位大会において、自分以外のステータス「J」の競技者のクラスについて抗議をすることができる。この場合は、該当競技者の競技終了後30分以内に所定の用紙に抗議料および手数料を添えて大会本部に提出する。抗議料は8000円、手数料は2000円とする。

1. 6. 4 抗議処理

抗議処理委員会のメンバーは少なくとも12か月以内に該当競技者をクラス分けしたことのないクラス分け1チーム3名と、FCSに精通したスタッフ1名と、技術委員長または副技術委員長のうち1名の合計5名とする。抗議によるクラス分けはこの条件が整う直近の上位大会にて行う。

1. 6. 5

抗議が認められれば抗議料は返金される。手数料は返金されない。

1. 7 大会の種類とクラス分け委員の構成

上位大会や地域指定大会は以下の規定に基づき実施されなければならない。

1. 7. 1 上位大会

上位大会のクラス分けはJ P S F公認メディカルクラス分け委員と、J P S F公認テクニカルクラス分け委員の各1名以上を1チームとして構成されなければならない。全体的なチーム数は大会に応じて調整することができる。クラス分けチームの主任はJ P S F公認本部レベルのもので、1チームに本部レベルのクラス分け委員を最低1名、配置しなければならない。

1. 7. 2 地域指定大会

地域指定大会のクラス分けはメディカルクラス分け委員とテクニカルクラス分け委員が共同して行わなければならない。地域大会のクラス分けにはJ P S F公認メディカルクラス分け委員を2名以上、J P S F公認テクニカルクラス分け委員を2名以上含まなければならない。公認委員のうち1名は本部委員であることが望ましい。フィジカルアセスメントはメディカル1名以上、テクニカル1名以上を1チームとして地域大会の状況に応じて総人数を決定できる。テクニカルクラス分け委員は障がい泳法等審判員を兼務することができる。

1. 7. 3

地域指定大会で1. 7. 2の規定に満たない場合は必要な人員の派遣をJ P S Fに申し込まなければならない。派遣規定は別に定める。

1. 8 公認クラス分け委員および医学的情報評価委員について

クラス分けに携わる競技役員はJ P S F公認クラス分け委員と医学的情報評価委員である。それぞれ、別に定める規定に基づき公認される。また、実施においては公認競技役員を目指すものも含めてチームを編成する。

2. クラス分け手順

2. 1. 肢体不自由のクラス分け手順

2. 1. 1 肢体不自由のクラス分けテスト手順

クラスを決定するに当たり、次の必要な手続きならびにテストを行う。

- ① 医学的情報の提出（連盟から指示のあった場合は事前に提出すること）
- ② 誓約書
- ③ フィジカルアセスメント
- ④ テクニカルアセスト（ウォーターテスト：安全確保、伏し浮き、背浮き、スタート、ターン、4泳法ほか）
- ⑤ 競技観察

これらのうち①～④は競技に先立ち実施され、競技者の支援者（コーチやチームスタッフ等）が1名付き添わなければならない。

また、クラス分け評価中、必要に応じてビデオ撮影する場合がある。

テストの詳細はW P Sクラス分け規則に準ずる。

2. 1. 2.

競技者は十分に持てる能力を発揮しクラス分けに協力しなければならない。痛みなどにより十分な能力が発揮できていない、あるいは障がい安定していない、①～⑤が完結できない等の場合、クラス分けを中止することがある。

2. 1. 3

競技者は2. 1. 1のクラス分け手順のすべての過程において本来の能力を発揮しなければならない。もし、クラス分け委員が、本来の能力を発揮していない、あるいは整合性がない、虚偽の可能性があると判断した場合は、クラス分け評価を中止するか、クラスなしというクラスが付与される。

2. 1. 4

クラス分け評価が中止となった場合、その大会には参加できるが順位、表彰の対象とはならない。クラス分け評価中止が連続した場合はクラス分け検討委員会にて“クラスなし”とするかどうかを検討し競技者に通告する。クラス検討委員会は当該大会の本部クラス分け委員ならびに技術副委員長にて構成される。

“クラスなし”というクラスが付与されると、その大会には参加できるが順位、表彰の対象とはならない。また、それ以後は、上位大会には参加することができない。

その競技者のコーチならびに支援者においても競技者同様、上位大会に参加することはできない。

2. 1. 5 未成年者の競技者に対する保護者の責任について

未成年競技者の保護者はJ-FCSクラス分け規則に規定されていることを理解し、未成年の競技者がクラス分け評価を受ける際には、競技者に適切に助言を行うなど、保護者も協力しなければならない。

2. 1. 6 クラス概要

別表2「J-FCSクラス分け概要一覧」参照のこと。

2. 2 視覚障害のクラス分け手順

地域指定大会において障害者手帳のコピーと医学的情報を提出して、クラス申請を行う。医学的情報は別表「視覚障害者クラス分け用診断書様式」を参照のこと。

クラス概要は別表2「J-FCSクラス分け概要一覧」参照のこと。

2. 3 聴覚障害のクラス分け手順

本マニュアル 1. 4. 4 によって連盟登録時に自動的に登録される。

2. 4 コード・オブ・エクセプション（C○EまたはRE）

2. 4. 1

泳法はFINA規則で定めた泳法が基本となっているが、肢体不自由と視覚障害において障がいのためできない場合、FINA規則の泳法を緩和して規則としている。（例えばWPS-SW規則とそれに準拠したJPFSの泳法規則）それらFINA規則の例外等について定めたものをコード・オブ・エクセプション（以下C○Eと言う）または泳法例外コード（以下REと言う）と呼び、競技者の障がい状況に応じて付与される。

2. 4. 1. A（2017年までにクラス分けを受けた競技者のC○EまたはRE、大会のスタートリストにはコード符号の前に*が付記される）

H - HEARING IMPAIRED LIGHT OR SIGNAL REQUIRED 聴覚障害があるのでスタートを知らせるライトまたはシグナルが必要

Y - STARTING DEVICE スターティングデバイス（水中からのスタートでスターティンググリップ等を握れない場合に介助用具を使う）

E - UNABLE TO GRIP FOR BACKSTROKE START 背泳ぎのスタートでスターティンググリップを握れない

A - ASSISTANCE REQUIRED（例えば入退水などの場面で）競技者を介助するスタッフが必要。

T - TAPPERS タッパーが必要（壁が近づいたことを安全な用具でたたくなどして合図する人をタッパーと呼ぶ）

B - BLACKENED GOGGLES 黒塗りのゴーグルが必要

DURING SWIMMING

0 - NIL 特になし

1 - ONE HAND START 片手でのスタート〈背泳ぎ〉

2 - RIGHT HAND TOUCH 右手での片手タッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

3 - LEFT HAND TOUCH 左手での片手タッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

4 - RIGHT HAND TOUCH WITH SIMULTANEOUS INTENT TO TOUCH WITH OTHER

もう一方の手と同時タッチの意思を見せながら右手での片手タッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

5 - LEFT HAND TOUCH WITH SIMULTANEOUS INTENT TO TOUCH WITH OTHER

もう一方の手と同時タッチの意思を見せながら左手での片手タッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

6 - SIMULTANEOUS INTENT TO TOUCH

同時タッチの意思を見せながらのタッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

7 - PART OF UPPER BODY MUST TOUCH 上半身の一部でタッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

8 - RIGHT FOOT MUST TURN OUT 右足はあおり足になってはならない〈平泳ぎ〉

9 - LEFT FOOT MUST TURN OUT 左足はあおり足になってはならない〈平泳ぎ〉

12 - LEG DRAG OR SHOW INTENT TO KICK

正規のキック動作をする意思を見せながらキックするかまたは脚動作しないで脚を引きずった状態で泳ぐ〈平泳ぎ〉

+ - BUTTERFLY KICK IS ABLE TO BE PERFORMED バタフライキックを打つ機能がある〈平泳ぎ〉

☆ - SB21で医学的理由により平泳ぎのキックを禁止されている競技者

2. 4. 1. B (2018年国際クラス分けを受検した競技者のC○E)

H - HEARING IMPAIRED LIGHT OR SIGNAL REQUIRED 聴覚障害があるのでスタートを知らせるライトまたはシグナルが必要

Y - STARTING DEVICE スターティングデバイス(水中からのスタートでスターティンググリップ等を握れない場合に介助用具を使う)

E - UNABLE TO GRIP FOR BACKSTROKE START 背泳ぎのスタートでスターティンググリップを握れない

A - ASSISTANCE REQUIRED (例えば入退水などの場面で) 競技者を介助するスタッフが必要。

T - TAPPERS タッパーが必要 (壁が近づいたことを安全な用具でたたくなどして合図する人をタッパーと呼ぶ)

B - BLACKENED GOGGLES 黒塗りのゴーグルが必要

DURING SWIMMING

0 - NIL 特になし

1 - ONE HAND START 片手でのスタート〈背泳ぎ〉

2 - Breaststroke - One Hand Touch 平泳ぎ:片手タッチ

3 - Breaststroke - Simultaneous Intent to Touch 平泳ぎ:同時タッチの意思を見せながらのタッチ

4 - Butterfly - One Hand Touch バタフライ:片手タッチ

5 - Butterfly - Simultaneous Intent to Touch バタフライ:同時タッチの意思を見せながらのタッチ

7 - PART OF UPPER BODY MUST TOUCH 上半身の一部でタッチ〈平泳ぎ/バタフライ〉

8 - RIGHT FOOT MUST TURN OUT 右足はあおり足になってはならない〈平泳ぎ〉

9 - LEFT FOOT MUST TURN OUT 左足はあおり足になってはならない〈平泳ぎ〉

12 - LEG DRAG OR SHOW INTENT TO KICK

正規のキック動作をする意思を見せながらキックするかまたは脚動作しないで脚を引きず

った状態で泳ぐ〈平泳ぎ〉

+ - BUTTERFLY KICK IS ABLE TO BE PERFORMED バタフライキックを打つ機能がある
〈平泳ぎ〉

☆ - SB21で医学的理由により平泳ぎのキックを禁止されている競技者

2. 4. 2 コード・オブ・エクセプション（C o E）の変更

付与されたコード・オブ・エクセプションは、競技観察においてパフォーマンスが確認された時、変更されることがある。また、クラス変更には至らないが障がいが増加した、あるいはプールコンディションに左右されるなど客観的かつ安全的な観点にて競技者から申し出がある場合は該当大会のクラス分け委員の合意にて変更されることがある。競技者の最新のコード・オブ・エクセプションは連盟HPや大会のスタートリストにて確認することができる。

別表1 ステイタスについて

<p>L：地域大会で簡易的なJ-FCS評価を受けた国内クラスである。クラスの確定度合いは暫定的である。日本選手権大会やJP大会に参加するためには、まず、このステイタスが必要である。このステイタスでは、JP大会に参加する時にはクラス分け評価を必ず受けなければならない。日本選手権大会に出場するときには大会要項に従い、必要であればクラス分け評価を申し込むこと。年齢的な見直しの場合はLR0000と西暦が記載される。見直しが必要な場合はLRと記載される。</p> <p>上位大会で“クラスなし”と判定された場合は「LL」となる。「LL」の場合は地域大会のみ参加できる。</p>
<p>J：日本選手権大会やJP大会等上位大会でJ-FCS評価を受け、クラスが安定していると判断された国内クラスである。このステイタスは「L」より優先される（クラスの確定度が高い）。疾患が進行性である場合など、医学的理由によりクラスの見直しが必要な場合は「JR」となる。障がいが増加しているが、若い競技者で成長に伴い定められた期限で見直す必要がある場合や水泳経験が浅くもう一度見直す場合は「JFDR」となる。（例JR2020）。</p> <p>上位大会でクラス分けを受けた結果、医学的情報が不十分、クラス分けテストが完了しない、整合性が取れない等国际クラス分け規則の適用とならない場合、あるいはWPS公認の国際クラス分けで“クラスなし”と判定された場合は「JL」とする。「JL」はWPS公認大会に参加することができず、国内におけるJ-FCSレベルの大会までの参加となる。</p> <p>また、上位大会でクラス分けを受けたが、水泳技術において未熟である場合は「L」とする場合がある。</p>
<p>R：WPS公認大会でWPS公認クラス分け委員によるクラス分けテストを受けた競技者で、Cステイタスに至っておらず、クラスの再検討が必要な国際クラスであ</p>

る。「Review：見直し」という意味がある。WPS公認クラス分けが実施される大会に参加する場合はクラス分けを受けなければならない。「R（西暦）」は指示された期限まで見直し不要だが、その年にはクラスの見直しが必要な場合に付与される（FRD）。例えばR2020は2020年の国際大会に出場する最初の国際大会でクラス分けを受けなければならない。

C：WPS公認大会でWPS公認クラス分け委員によるクラス分けを受けた競技者で、クラスが確定している国際クラスである。「Confirmed：恒久的」という意味がある。

Cステイタスになった以後はWPS公認大会に参加する場合、クラス分けテストを受ける必要はない。ただし、他国などの抗議で再度クラス分けテストを受けなければならない場合がある。尚、WPS公認大会でWPS公認クラス分け委員によるクラス分けでクラス分けの違反があった場合はクラスが付与されず、WPS公認大会に参加することができない。

- 注1 「LR（西暦）」、「JR（西暦）」と記載されている場合、そのステイタスと同等の大会で指定された年にクラス分けを受けなければならない。
- 注2 「LR」、「JR」の場合は、競技者が、疾患が進行したという証明を提出し、クラス分け委員が認めた場合はクラス分け評価を再度受けることができる。
- 注3 L～Jのいずれであっても、クラス分け委員から指示があればクラス分け評価を受けなければならない。
- 注3 「R」の場合は国際大会に参加する際はクラス分けを受けなければならない。
- 注4 「R（西暦）＊」は、国際クラスを国内クラス分けで再確認した場合に追記される。
- 注5 IPCライセンス登録手続きをした場合で国際クラス分けが済んでいない場合、マスターリストには「N」と表記される。

別表2 J-FSCクラス分け概要一覧

1. 肢体不自由

競技クラス	得点	競技クラス	得点
S1	≤65	SB1	≤65
S2	66-90	SB2	66-90
S3	91-115	SB3	91-115
S4	116-140	SB4	116-140
S5	141-165	SB5	141-165
S6 ^a	166-190	SB6 ^a	166-190
S7 ^b	191-215	SB7 ^b	191-215
S8	216-240	SB8	216-240
S9	241-265	SB9	241-275

S10	266-285		
S21	S1～10に該当しない 場合 このクラスはWPSクラスに 該当しない	SB21	SB1～SB9に該当しない 場合 このクラスはWPSクラス に該当しない

- a. S6/SB6には8章3条1項に明記のとおり、低身長症の選手も含まれる。
b. S7/SB7には8章3条2項に明記のとおり、低身長症の選手も含まれる。

個人メドレーの競技クラスの付与は、選手のS泳法とSB泳法の競技クラスを基に計算される。計算は整数に四捨五入される。例えば、計算で6.5という結果の場合は競技クラスSM7となる。

例：選手にS5以上（即ちS6）の競技クラスが付与されている場合、個人メドレー競技クラス(SM)の付与は、以下のように計算される：

$$\frac{3 \times S \text{クラス} + 1 \times SB \text{クラス}}{4} = SM \text{競技クラス}$$

4

例：選手にS4以下の競技クラスが付与されている場合、個人メドレー競技クラス(SM)の付与は、以下のように計算される：

$$\frac{2 \times S \text{クラス} + 1 \times SB \text{クラス}}{3} = SM \text{競技クラス}$$

3

2. 視覚障害

クラス	障害プロフィール (矯正メガネ等を使用した良いほうの視覚機能でクラス分けされる)
S11・SB11・SM11	LogMAR 2.60 より悪いもの（少数視力換算 0.0025 未満）
S12・SB12・SM12	LogMAR 1.50（少数視力換算 0.03 相当）～LogMAR2.60（含む） または、視野が直径10度未満のもの、あるいはその両方のもの。
S13・SB13・SM13	LogMAR1.0 以下のもの（少数視力換算 0.1 相当）（含む） または、視野が直径40度未満のもの。あるいはその両方があるもの。
S21・SB21・SM21	クラス11～13に該当しない場合（＝このクラスはWPSクラスに該当しない）

*コンタクトレンズ、矯正レンズを使っているものは競技で使用する、しないに関らずクラス分けのときはそれを使用することが義務付けられている。

**クラス11の競技者は見えない（黒く塗りつぶした）ゴーグル等の着用が義務付けられている。ただし、義眼の選手はこの限りではない。

3. 聴覚障害

S 1 5・S B 1 5・S M 1 5	聴覚障害を明記した身体障害者手帳を所持しているもの (このクラスはW P Sクラスに該当しない)
--------------------------	---

付則：この規定は平成21年度から実施する。

付則：平成22年度 REについて一部修正

付則：平成24年度 W P S 2011. 5版に準じて一部修正

付則：平成25年度 諸手続きを明文化し加筆、W P Sの通達により医学的証明について追加

付則：平成26年度 W P S競泳競技規則やクラス分けコードの2014改定ならびに2014年
内のW P Sからの通達等により更新、公認競技役員規程2015改定により修正

付則：平成28年度 W P Sクラス分け規則の改定により一部修正

付則：平成29年度 W P Sクラス分け規則の改定により一部修正

付則：2018年 W P Sクラス分け規則の改定により一部修正

別表3 (一社) 日本身体障がい者水泳連盟視覚障害クラス分け用診断書

記載日 西暦 年 月 日

ふりがな

患者氏名 : 性別 : 男 ・ 女

生年月日 : 西暦 年 月 日生 () 歳

診断名 :

眼所見 (前眼部、 中間透光体、眼 底、その他)	
右視力	RV= (x D = D Ax) *
左視力	LV= (x D = D Ax) * * 競技に使用するしないにかかわらず矯正視力も測定のこと。
視野	ゴールドマン動的視野だと III-4e、ハンフリー静的視野だと Full Field 120 Point Screening Test III White という条件で測定してください。 検査結果のコピーを添付のこと。検査は3か月以内のものに限る。 結果 直径10度未満 ・ 直径40度未満 ・ 測定不能 何らかの狭窄を認めるが該当せず ・ 異常なし
特記事項(義眼、飛び込み禁止など競泳競技における医学的留意点があれば記載してください。)	

医療機関名

住所 〒

電話

医師名 _____

印